

東京大学大学院新領域創成科学研究科先端エネルギー工学専攻 藤本・清水・藤田・永井研究室  
事務補佐員募集要項

- 1 職名及び人数： 事務補佐員（短時間勤務有期雇用職員） 1名
- 2 採用予定日： 令和 6年 1月 1日
- 3 契約期間： 期間の定め： 有り  
(令和 6年 1月 1日 ~ 令和 6年 3月 31日)
- 4 更新の有無： 有り  
更新する場合は、契約期間満了日の翌日に行い、以後 1年ごとに行うものとする。  
ただし、更新はプロジェクト等又は業務の性質等により定める期間に限定され、  
更新回数は 2回、在職できる期間は 令和 8年 3月 31日  
を限度とし、以後更新しない。  
※更新の判断基準：予算の状況、業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、  
勤務態度、健康状況等を考慮のうえ、判断する。
- 5 試用期間： 採用された日から 14日 間
- 6 就業場所： 東京大学大学院新領域創成科学研究科（千葉県柏市柏の葉5-1-5）
- 7 所属： 新領域創成科学研究科先端エネルギー工学専攻 藤本・清水・藤田・永井研究室
- 8 業務内容： JST戦略的イノベーション創造プログラム「都市内の電気自動車（EV）の充電による  
エネルギー需給シミュレータの構築」に係る事務補佐業務  
(会計事務処理、資料作成等の簡単な事務作業)
- 9 就業日・就業時間  
勤務日時は以下を予定しております  
月～金、9：00～17：00の範囲内 ※勤務日数・曜日・時間数及び時間帯は応相談  
(休憩時間：12：00～13：00の予定)
- 10 時間外労働： 有（時間外勤務を命じられた場合）
- 11 休日： 日曜日、土曜日、祝日法に定める休日、12月29日から翌年1月3日までの日、  
その他特に指定する日
- 12 休暇： 年次有給休暇、特別休暇 等
- 13 給与： 俸給（時間給額）： 本学規定による（時給 1,120円～1,320円程度）  
教育研究連携手当： 無  
業績・成果手当： 無  
通勤手当： 支給要件を満たす場合、当方規定により算出した額を支給（上限55,000円/月）  
住居手当： 無  
扶養手当： 無  
昇賞給与： 無  
退職手当： 無  
超過勤務手当： 有（時間外勤務を命じられた場合）
- 14 加入保険： 社会保険： 有 雇用保険： 有（法の定めるところにより加入要件を満たした場合加入）
- 15 給与支給日： 月末締め、原則翌月17日払い
- 16 応募資格： PC基本操作（Word、Excel、e-mail等）  
英語（初等会話、簡単なe-mail）  
講師や助教など若手教員や職員と協力しながら、学生と協調しつつ、積極的に  
業務に取り組むことができる方。  
採用後は共同運営の研究室の事務補佐員と一緒に業務を行いますので、  
安心して仕事を覚えていただけます。  
週3日以上勤務であれば、勤務日時間等、調整できますので小さなお子さんが  
いらっしゃる方もお気軽にご相談ください。
- 17 提出書類： ・東京大学統一履歴書（写真貼付）  
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>  
※原則として応募書類は返却いたしません。  
また、応募書類等により本学が知り得た個人情報、今回の職員採用の選考のみに  
使用しますので、予めご了承願います。
- 18 提出方法： 上記本学様式の履歴書を下記問い合わせ先に電子メールでお送りください。  
件名には「事務補佐員応募」とご記載お願いいたします。
- 19 応募締切： 令和5年11月30日（木）17時必着 ※採用者が決定次第、応募を締め切ります。  
書類選考の上、合格者に対し東京大学柏キャンパスにて面接を実施いたします。  
面接時の旅費支給はございません。
- 20 採否の通知： 電話又はe-mailで個別にご連絡いたします。
- 21 問い合わせ先： 〒277-8561 千葉県柏市柏の葉5-1-5  
東京大学大学院新領域創成科学研究科 先端エネルギー工学専攻 藤本・清水・藤田・永井研究室  
担当： 清水 修 宛  
e-mail: [hf\\_secretary アット edu.k.u-tokyo.ac.jp](mailto:hf_secretary@edu.k.u-tokyo.ac.jp)  
(アットを@に変換してください。)
- 22 募集者名称： 国立大学法人 東京大学 大学院新領域創成科学研究科
- 23 受動喫煙防止措置の状況： 敷地内禁煙(屋外に喫煙場所あり)
- 24 その他： 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。  
「東京大学男女参画加速のための宣言（2009.3.31）」に基づき、女性の積極的な  
応募を歓迎します。

採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。